

国内経済要録

◆物価安定推進会議の廃止と物価安定政策会議の開催について

広く国民各層から物価安定対策についての意見を聞くことを目的として、昭和42年2月28日の閣議決定に基づいて設置された物価安定推進会議は、2年間の任期満了に伴い先般5月20日の閣議決定によって廃止され、これに代わる組織として、政府は同日の閣議において物価安定政策会議を新設することを決定した。決定の内容は次のとおり。

政府は、現下の物価安定の重要性にかんがみ、内閣総理大臣を中心に関係各大臣が一体となって有効適切な物価安定政策を立案実施するため、臨時に物価安定政策会議(以下「会議」という。)を開催し、広く国民各層の意見を聞くこととする。

1. 目的

常時、物価の動向を調査し、その変動原因および影響を分析し、政府の物価安定政策の効果等を検討するとともに、長期および短期の物価安定政策に関する重要な問題について意見を述べることを目的とする。

2. 構成

会議は、学界、経済界、労働界、消費者関係および言論界などの学識経験者をもって構成する。

3. 運用等

- (1) 会議は、必要に応じ、部会を設けるほか、専門の調査委員会を設けることができる。
- (2) 関係行政機関は、会議の求めに応じ、物価問題の調査および検討に積極的に協力するものとする。
- (3) 物価対策閣僚協議会(以下「協議会」という。)が、会議で討議された重要事項であってその実施につき総合調整を必要とするものを付議する場合には、会議を主宰する者は、協議会の求めに応じ、出席して、意見を述べるものとする。

(4) 会議の庶務は、経済企画庁が行なう。

4. 物価安定政策会議の開催に伴い、物価安定推進会議(昭和42年2月28日付閣議決定)は、廃止する。

◆株式の信用取引規制の実施

最近の一部銘柄にみられる投機的傾向に対処して、下記のような信用取引規制が実施された。

実施日	対象銘柄	規制内容
5月6日	東証 10銘柄 大証 7ヶ 名証 7ヶ	(自主規制) 信用取引委託保証金率の 引上げ(40→60%)。貸借 取引きについても一部増 し担保措置が採られた。
5月30日	上記を除く 東証 17銘柄 大証 15ヶ 名証 8ヶ	

◆外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率の変更等

本行は、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変更に伴い、外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率を次のとおり変更した。

	変更前 %	5月6日 以降 %	5月10日 以降 %	5月14日 以降 %	5月17日 以降 %
全期間	6.625	6.75	7.0	7.125	7.25

また、本邦甲種外国為替公認銀行では、上記ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変更に伴い、米ドル建輸入ユーランス金利(3ヶ月ものおよび4ヶ月もの)の最高限度を次のとおり改訂した。

	改訂前 %	5月7日 以降 %	5月12日 以降 %	5月15日 以降 %	5月19日 以降 %
信用状つき	9.625	9.75	10.00	10.125	10.25
信用状なし	9.875	10.00	10.25	10.375	10.5